

第 3 部

資料編

第3部 資料編

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画に関する諮問書と答申書

○ 第1次中央市長期総合計画・後期基本計画諮問書

中央政第7－8号

平成24年7月10日

中央市総合計画審議会
会 長 様

中央市長 田 中 久 雄

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画（案）について（諮問）

平成20年3月に策定した、第1次中央市長期総合計画について、前期計画期間の最終年度を迎え、本年度、後期基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたいので、中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

○ 第1次中央市長期総合計画・後期基本計画答申書

中 総 審 第 1 号

平成25年2月21日

中央市長 田 中 久 雄 様

中央市総合計画審議会

会長 中 井 道 夫

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画 (案) について (答申)

平成24年7月10日付け中央政第7－8号で諮問のありました第1次中央市長期総合計画・後期基本計画 (案) について、本審議会において慎重に検討を重ね、その結論を得ましたので、下記のとおり答申いたします。

結論に至るまでの審議の過程において、建設的かつ具体的な数々の意見、提案がありました。今後計画の実施に際し、これらの意見などの趣旨を十分参考にされるとともに、中央市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、不断の努力を続けられますよう希望いたします。

記

1 「後期基本計画 (案)」(別紙)

中央市総合計画審議会条例

平成18年2月20日

条例第30号

(設置)

第1条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策秘書課において処理する。
(平19条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第1次中央市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

番号	審議会の職	所 属	役 職	氏 名	委員区分
1		中央市自治会長会	副会長	飯室 孝行	地域を代表する者
2		公募委員	—	石原 洋子	地域を代表する者
3		中央市商工会	会 長	浦田 勉	関係行政機関の役職員
4		中央市社会福祉協議会	事務局長	坂本 桂	関係行政機関の役職員
5		公募委員	—	佐々木 由紀	地域を代表する者
6		公募委員	—	瀧井 利春	地域を代表する者
7		中央市議会	議 長	田中 健夫	市議会議員
8		中央市市立学校校長会	代 表	出井 寛	識見を有する者
9		中央市農業委員会	会 長	土橋 一久	識見を有する者
10	会 長	山梨学院大学法学部	政治行政学科教授	中井 道夫	識見を有する者
11		中央市スポーツ推進委員協議会	会 長	中沢 賢次	関係行政機関の役職員
12		公募委員	—	林 兵仁郎	地域を代表する者
13		中央市PTA連絡協議会	会 長	比留間 一弥	識見を有する者
14		中央市議会	副議長	福田 清美	市議会議員
15		中央市自治会長会	副会長	薬袋 紀元	地域を代表する者
16	副会長	中央市自治会長会	会 長	宮川 弘也	地域を代表する者
17		公募委員	—	森野 健治	地域を代表する者

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	内 容 等
平成23年 9月 7日	市民アンケート実施	・9月22日まで(16日間) ・無作為抽出により、送付数2,000人 ・回収率42.4%(848人)
平成24年 3月 1日	審議会公募委員の募集開始	・4月20日まで(51日間) ・9人の募集に対して応募者5人
平成24年 7月10日	第1回総合計画審議会	・委員委嘱・諮問 ・計画策定基本方針および策定スケジュール ・市民アンケート調査結果報告
平成24年 7月26日	策定部会・分科会合同会議	・計画策定基本方針および策定スケジュール ・市民アンケート調査結果報告 ・後期基本計画作業シート ・総合計画実施計画
平成24年 7月～12月	策定部会・分科会を随時開催	・後期基本計画(案)策定作業
平成24年10月 1日	第1回策定本部会議	・第2回審議会について
平成24年10月12日	第2回総合計画審議会	・策定スケジュール ・中央市の現状 ・前期基本計画期間の施策別取り組み状況および成果
平成24年10月25日	議会総務教育常任委員会に説明	・実績報告(これまでの取り組み)、数値目標
平成24年11月 1日	第2回策定本部会議	・第3・4回審議会について
平成24年11月15日	第3回総合計画審議会	・現状と課題および施策の必要性、施策の方向および主要事業 (基本政策1、2)
平成24年11月29日	第4回総合計画審議会	・現状と課題および施策の必要性、施策の方向および主要事業 (基本政策3、4)
平成24年12月 3日	第3回策定本部会議	・第5回審議会について
平成24年12月13日	第5回総合計画審議会	・報告(意見反映結果) ・後期基本計画総括 ・パブリックコメント
平成24年12月19日	第2回策定部会・分科会合同会議	・総合計画経過報告 ・総合計画実施計画
平成25年 1月 4日	第4回策定本部会議	・パブリックコメント
平成25年 1月10日	第5回策定本部会議	・素案決定
平成25年 1月11日	パブリックコメント実施	・1月30日まで(20日間)、意見の提出は無し
平成25年 2月 4日	第6回策定本部会議	・パブリックコメントの結果等について
平成25年 2月21日	総合計画審議会答申	・後期基本計画(案)の確定 ・答申
平成25年 3月 1日	第7回策定本部会議	・後期基本計画の決定
平成25年 3月22日	市議会全員協議会に報告	・後期基本計画を報告

第1次中央市長期総合計画・後期基本計画

平成25年度～平成29年度 <<実り豊かな生活文化都市>>

発行日 平成25年3月

発 行 中 央 市

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原301－1

TEL 055-274-1111

FAX 055-274-7130

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>



市の花 れんげ草



市の木 桜



市の鳥 しらさぎ